

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 平成23年度の業務実績の評価結果

平成24年8月22日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所であり、発足以来、厚生労働大臣が定めた中期目標を達成するため、計画的に業務運営を行っているものである。平成23年3月には、それまでの第一期中期目標（目標期間：平成18年度～平成22年度）に代わる第二期中期目標（目標期間：平成23年度～平成27年度）が定められ、平成23年度以降は第二期中期目標の達成のために業務運営を行っている。

研究所の業務実績の評価に当たっては、統合による効果を最大限に発揮し、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（労働現場のニーズ・実態の把握、労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究実施等）が図られているか、さらには業務運営の効率化、財務内容の改善及びその他業務運営の改善について十分に取り組まれているかという観点から、第二期中期目標の初年度における達成度について評価を行うものとする。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

機動的かつ効率的な業務運営体制の確立については、理事長のリーダーシップの下、内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図っているほか、清瀬・登戸の2地区を有することに関しても、両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を適切に配置する、TV会議を活用する等の取組が推進されており評価できる。

研究業務の実施については、労働安全衛生重点研究推進協議会のほか、研究員自らが労働現場等を積極的に訪問する、国内外の学会・会議等へ積極的に参加する、行政との連絡会議を行う等、様々な機会を通じて労働現場ニーズや行政ニーズを把握し、研究業務への反映を行っており評価できる。また、「プロジェクト研究」、WHOのアクションプランに基づく「GOHNET（Global Occupational Health Network）研究」に重点的に研究資源を投入し、それぞれ高い研究成果を上げていることに加え、特に平成23年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、年度計画を変更し、震災への対応のための研究を新規に開始するとともに、行政から緊急に要請があった課題にも的確に対応しており、評価できる。

研究の評価については、内部評価及び外部評価を実施しているほか、研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令の改正、通達等の制定・改正、ISOやJIS等国内外の基準制定等に活用されており、研究成果を行政へ還元していることは評価できる。成果の発表に関しては、学会発表及び論文発表数については、5か年計画である第二期中期目標の初年度としては十分な水準となっており評価できる。特にインターネット等による研究成果情報の発信については、目標を大幅に超える実績を上げていることなどから、高く評価できる。

労働災害の原因の調査等については、厚生労働省からの依頼等に基づく災害調査のほか、刑事訴訟法に基づく鑑定等を適切に実施しておりその実績及び貢献について評価できる。

また、国内外の労働安全衛生機関等との協力の促進に努めているほか、シンポジウムの開催、国際学術誌「Industrial Health」及び和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行等により、労働安全衛生分野の研究の振興に大きく貢献しており評価できる。国内外の労働安全衛生関係機関等との研究協力及び若手研究者の育成については、連携大学院制度の推進や研究協力協定の締結などを通じて積極的な取組を行っており、評価できる。

これらを踏まえると、平成23年度の業務実績については、業務運営の更なる効率化に引き続き取り組む一方で、労働現場のニーズ・実態の把握に努め、それを適切に業務に反映し、行政の要請や東日本大震災のような緊急事態にも的確に対応するなど、調査研究及び労働災害の原因調査等を適切に実施し、さらに国内外への成果の発信や普及に努めるとともに、国内外の労働安全衛生機関との連携・共同研究を推進するなど、行政ミッション型研究所として高い水準の実績と成果を上げているものと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については下記2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

研究所主催の講演会やシンポジウムの開催、国内外の学会等への参加、研究員自らの労働現場等の訪問等により調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見の把握に努めるとともに、行政との連絡会議、行政要請研究の実施など、行政ニーズの積極的な把握に努め、業務へ反映していることは評価できる。

② 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

労働現場のニーズ及び行政ニーズ等に基づき、プロジェクト研究やWHO

のGOHNET研究を実施し、これに重点的に研究資金及び研究要員を投入し、それぞれ高い研究成果を上げており、また、基盤的研究については、プロジェクト研究への重点化を図るため、課題数を絞りつつ着実に進めており、評価できる。

なお、特に平成23年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、震災への対応の観点から、年度計画を変更し、がれき処理・解体工事における労働災害の分析と対策の検討や、石綿に係る廃棄物及び船舶解体処理時の石綿飛散状況の把握及びばく露防止対策などの研究を年度途中に開始しているほか、除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法等、行政からの緊急に要請があった課題に的確に対応しており、評価できる。東日本大震災における災害復旧に更に貢献されることを期待したい。

③ 研究評価の実施

各研究課題について内部評価、外部評価を実施し、特に外部評価についてはその結果を対外的に公表している。これにより、研究計画の見直し、予算配分、人事、表彰等の研究管理・業務管理など、フィードバックが適切に行われており、これまでに構築された評価システムが適切に機能していると評価できる。

なお、平成23年度から追跡調査が試行されていることは評価できる点であり、引き続き適切に実施されることを期待したい。

④ 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

調査及び研究で得られた科学的知見については、労働安全衛生関係法令の改正、通達等の制定・改正、ISOやJIS等国内外の基準制定等に活用されており、研究成果を行政へ還元していることは評価できる。

⑤ 学会発表等の促進

学会発表及び論文発表数については、5か年計画である第二期中期目標の初年度としては目標を上回っているほか、延べ18名の研究員が優秀論文賞等を受賞しており評価できる。

⑥ インターネット等による研究成果情報の発信

国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標を大きく上回り、かつ、その伸びも著しいなど、その実績については高く評価できる。国民、さらには労働現場に対するわかりやすい情報提供が引き続き積極的に推進されていくことを期待したい。

⑦ 講演会等の開催

安全衛生技術講演会、他機関との共催による講習会等様々な取組により、研究成果の積極的な普及に努め、参加者から高い評価を得ていることは評価できる。また、研究所の一般公開等についても積極的に実施し、良好な評価

を得ており、国民への開かれたサービスを提供していることは評価できる。

⑧ 知的財産の活用促進

特許権の取得・活用促進のため、研究員からの相談等に応じる体制を整備し、特許審査会における審査の上で申請していること、内部・外部評価で特許出願を評価するなどにより、知的財産の活用について積極的に取り組むとともに、費用対効果の観点から既保有特許の見直しを行うなどの取組も適切に実施していることは評価できる。

なお、新規出願件数の増加に向けた取組について、より積極的に行われることを期待したい。

⑨ 労働災害の原因の調査等の実施

厚生労働省からの依頼等に基づく災害調査のほか、刑事訴訟法に基づく鑑定、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等を適切に実施し（これらの中には、マスコミに大きく取り上げられた海底トンネルの崩壊水没災害などの重大災害も含まれる。）、その報告は依頼元である労働基準監督署等において92%という高い割合で活用されており、評価できる。

なお、平成23年度には、調査実施後、一定の期間が経過して公表が可能となった調査事例について、同種災害の防止に資する観点から、研究所のホームページでの公表が実施されており、事例の公表は実例から学ぶ意義として大きいと考えられ、評価できる。

⑩ 労働安全衛生分野の研究の振興

労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された、我が国における今後の労働安全衛生研究の方向性を示す労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及に努めているほか、シンポジウムの開催（平成23年度は「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」がテーマ）、国際学術誌及び和文学術誌の発行等、労働安全衛生分野の研究の振興に貢献しており、評価できる。特に平成19年度以降年6回発行されている国際学術誌「Industrial Health」については、インパクトファクターも高い水準を維持しているなど、その成果について評価できる。

⑪ 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

連携大学院協定に基づく国内5大学を始めとする多くの大学等へ客員教授等を派遣して教育支援を行っているほか、多くの若手研究者を受け入れて研究指導を行うなど、労働安全衛生分野における若手研究者等の育成に積極的に貢献しており評価できる。なお、派遣受入数は引き続き高い水準にあるが、人数推移としては減少している部分があるので、引き続き、研究者の受入れの質・量両面からの向上に積極的に取り組むことを期待したい。

⑫ 研究協力の推進

海外12大学・研究機関との間で研究協力協定を締結しており、これに基づく共同研究を推進するとともに、当該協定に基づく者も含め研究員の派

遣・受入数も目標を大きく上回っていること、また、大学、企業等との共同研究についても、研究員が研究代表者であるプロジェクト研究及び科研費研究を目標を大きく上回る58%という水準で実施しており、評価できる。

(2) 業務運営の効率化に関する事項について

① 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立

理事長のリーダーシップの下、内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所業務の日常的な意思決定及び進捗管理を行う場を設けるなど、日常の業務体制が整備され、柔軟な組織体制の下で、監事の助言等も取り入れながら、調査研究業務の一体的推進が図られてきたことは評価できる。若手研究員の採用等の取組も進められているほか、清瀬・登戸の2地区を有することに関しても、業務担当者の適切な配置や、TV会議の活用等により業務の効率的な取組が推進されていることは評価できる。

② 業務運営の効率化に伴う経費削減

人件費の節減目標に対して大幅に上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直し、省エネルギー対策の推進等により経費節減を進めてきており、更なる効率化に努め、実績を上げていると評価できる。

(3) 財務内容の改善に関する事項について

① 運営費交付金以外の収入の確保

競争的研究資金、受託研究等の獲得など、自己収入の確保に向けて組織的に取り組んでいることは評価できる。ただし、外部資金獲得割合の数値目標は達成されておらず、今後とも、外部研究資金の獲得額の向上に向け、より一層積極的に取り組まれることを期待する。

② 予算、収支計画及び資金計画

一般競争入札を徹底する等により経費の節減が図られており、その結果、平成23年度決算では、予算額に対する決算額が人件費で90.5%、一般管理費で73.4%、業務経費で87.4%にまで抑制されており、評価できる。

(4) その他業務運営の改善に関する事項について

① 人事に関する計画

資質の高い人材を幅広く登用するため、多くの応募者から資質の高い人材の採用に努めていると評価できる。また、研究員の人事評価については、適正な業績評価基準に基づき、研究業績、対外貢献、所内貢献の3つの観点から所属部長、研究領域長、役員等による多面評価システムが整備されており、公平かつ適正に業務評価を実施しており、その結果を表彰、人事管理にも反映している。その一方で、人件費に関しては総額見込みに比べて大幅に下回る実績を達成しており、評価できる。

② 施設・設備に関する計画

施設整備は年度計画に沿って適切に実施されている。

③ 公正で的確な業務の運営

情報の管理、研究倫理の審査等について、整備されている規程等及び研究倫理審査委員会を始めとした各種委員会活動等を通じて適切に実施されているとともに、ホームページ上での「国民の皆様の声募集」などの試みも進められており、評価できる。

(5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

当期総利益 38 百万円は、主として受託研究による利益によって発生したものである。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成 13 年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

なお、職員宿舎については、平成 24 年 4 月 3 日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）に該当する職員宿舎はない。

また、運営費交付金債務と欠損金等との相殺に着目した洗い出し状況について、会計監査人、監事による監査、財務担当ヒアリングにおいて担当委員に確認いただいております、不適切な事例は確認されなかった。

③ 組織体制・人件費管理について

人件費については、常勤役職員の人件費の数値目標（△1%以上）に対して（△1.2%）となっている。

ラスパイレス指数（年齢勘案）については、研究職員（93.0）及び、事務・技術職員（98.9）について適切な給与水準に改善されている。

④ 事業費の冗費の点検について

経費節減の努力については、平成 23 年度予算額に対する決算の実績額が一般管理費（△26.6%）、業務経費（△12.6%）となっている。

一般競争入札の徹底、単価契約による一般競争入札の実施、情報通信技術の活用による時間的・経済的損失の縮減等の対策を講じることにより経費節減を図っている。

調達については、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を徹底することにより、一者応札の削減を図り、透明性・競争性を確保するとともに経費節減を図っている。

⑤ 契約について

契約改革については、随意契約は、今年度特有の緊急調達（緊急性の高い

災害対応のための１件）の他はガス、水道等に限られ、ほぼすべての契約が一般競争入札となっている。専門的な機械装置で一者応札とならざるを得ない場合があるとのことであるが、今後も企画競争、公募も含め真に競争性のある調達を行う努力を継続していく必要がある。

なお、公益法人等への会費等の支出は行われていない。

⑥ 内部統制について

研究業務の事前・中間・事後の段階での内部・外部評価の実施、情報セキュリティの確保のための体制の整備、研究倫理及び利益相反の管理のための厳格な審査の実施、管理職を対象としたセクシュアルハラスメント防止研修の実施等が行われている。また、事務部門と研究部門とのコミュニケーションを図るための取組が進められているとのことであり、この点評価できる。今後もより職員間のコミュニケーションに努めることが望まれる。

⑦ 事務事業の見直し等について

第二期中期目標期間においては、研究資金の１／３以上を外部から獲得することが目標として掲げられているが、当年度は２１．０％にとどまった。次年度以降更に外部資金の導入の拡大を図るよう努められたい。

受託研究収入については、６３百万円（国、地方自治体及び民間機関からの受託８７２万円、新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の当期分受託５，４３４万円）である。また、研究施設・設備の有償貸与等による自己収入の拡大については、貸与対象の施設・設備８５件（平成２２年度に完成した施工シミュレーション施設を含む。）についてホームページ等を通じて積極的に広報する等の努力を行った結果、平成２３年度に関しては前年度の３倍となる１７５万円の収入が得られた。今後も施設・設備の有効活用を推進されたい。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行ったところ、十分な連携が行われていると認められた。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成２４年７月１７日から同３１日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、研究所あての国民からの意見は寄せられなかった。

労働安全衛生総合研究所 評価シート (1)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
第1 (省略)			
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する措置
1 労働現場のニーズ、実態の把握 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。 イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に務める。 ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。 労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。 イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。 労働者健康福祉機構との間での共同研究の実施等を通じて、労災の臨床例等の入手及びその調査研究への活用を促進する。 ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等を研究所の研究討論会等に招聘し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。 産業医科大学との研究交流会を第3四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握 ・ 研究所主催による「安全衛生技術講演会」や「労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム」、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問などあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。 ・ 平成23年度においては、東日本大震災に伴う労働災害発生等を端緒として「がれき処理、解体工事における労働災害の分析と対策の検討」等4課題を実施したほか、「職業性疾病の発生を端緒とする調査研究」として「電子顕微鏡による生体内繊維状物質計測法の展開に関する研究」等を実施した。 ・ 「労働現場における調査を伴う研究」として「高年齢労働者の身体・認知機能と転倒恐怖感を包括した転倒リスク評価に関する研究」、「建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究」等を実施した。 ・ 研究課題の内部、外部評価に当たって、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかについても重点的に審査した。 イ 行政との連絡会議等 ・ 厚生労働省安全衛生部の実務者レベルと研究所研究員との間で12月及び1月に集中的に意見・情報交換を行ったほか、行政要請研究報告会等を通じて、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて意見交換を行った。 ・ 労働者健康福祉機構との間で研究情報交換会を開催するとともに関東労災病院と腰痛研究、石綿小体の計測等についての共同研究を引き続き実施し、労働現場の研究ニーズの把握に努めた。 ・ 行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の制改定に必要な基礎資料を提供することを目的として、10課題の調査研究を実施した。 ウ 国内外の学会、会議等への積極的参加 ・ 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ・ 客員研究員・フェロー研究員研究交流会を12月に開催し、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生上の研究動向等について意見・情報交換を行った。 ・ 産業医科大学との研究交流会を11月に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行った。 ・ 日本機械工業連合会、日本電気制御機器工業会、全国低層住宅労務安全協議会、日本作業環境測定協会、労災病院、中央労働災害防止協会をはじめとする業界団体等の間で、労働安全衛生に関する調査研究について、意見・情報交換を行った。

評価の視点等	【評価項目 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映】	自己評価	A		評 定	A													
〔数値目標〕		(理由及び特記事項) 研究所主催の講演会、シンポジウム、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体等の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問、行政との連絡会議などあらゆる機会を利用して労働場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。			(委員会としての評定理由) 研究所主催の講演会やシンポジウムの開催、 一 国内外の学会等への参加、研究員自らの労働現場等の訪問等により調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見の把握に努めるとともに、行政との連絡会議、行政要請研究の実施など、行政ニーズの積極的な把握に努め、業務へ反映していることは評価できる。														
〔評価の視点〕 ・労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える課題や職場環境を把握しているか。 ・当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。		実績：○ ・労働安全衛生重点研究推進協議会の開催、業界団体や厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。 さらに研究員自ら情報収集等のために赴いた現場数は、174 事業場である。 (業務の実績(ア)参照) 実績：○ ・内部・外部評価委員会において、業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえた研究となっているかの観点からの評価を実施、次年度のプロジェクト研究課題の研究計画に反映させた。 <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>行政要請研究実施件数</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>プロジェクト研究当該年度新規課題数</td><td>3</td><td>5</td></tr></table> ・労災病院臨床例、業務上疾病症例等の活用例 ＊労災病院における患者の石綿小体のサンプルをもとにして、労災病院の医療関係者を対象に診断の精度管理のスキルアップを行い、さらに「石綿小体マニュアル（第2版）」の改訂作業に携わった。 ＊関東労災病院の勤労者筋・骨格系疾病研究センターが実施した 4 千名を対象としたネット調査で、交代勤務の影響に関する解析等を共同で実施した。				H22	H23	行政要請研究実施件数	10	10	プロジェクト研究当該年度新規課題数	3	5	(各委員の評定理由) ・ 1 7 4 ヶ所の事業場に赴くなど高い成果を挙げたと評価できる。 ・ 学会等への参加人数も大幅に延びている。 ・ 業界、大学との交流に積極的 ・ 国際会議が減っているのは懸念される。国の機関として国際的視野での研究を推進していただきたい。 ・ 研究所主催の講演会やシンポジウムの開催、研究員自らの労働現場の訪問、行政との連絡会議等、国内外の学会、会議等への積極的参加により、労働現場のニーズの把握に努め、業務に反映している。 ・ 研究員自らが労働現場を訪問し、職場環境を観察したり、関係者から現場の課題を謙虚に聴取することによって、現場のニーズを把握し、業務へ反映することは、労働安全衛生の「きほんのき」である。そうした原点に立ち返った活動をはじめたことを評価したい。 ・ 種々の方策により、積極的に年度計画に取り組んでいると評価できる。 ・ 調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握している点を評価する。					
	H22	H23																	
行政要請研究実施件数	10	10																	
プロジェクト研究当該年度新規課題数	3	5																	
・労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。		実績：○ ・多数の役職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労働現場のニーズの把握に努めた。 <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>国内学会への参加人数</td><td>201</td><td>277</td></tr><tr><td>国外学会への参加人数</td><td>58</td><td>31</td></tr><tr><td>合計</td><td>259</td><td>308</td></tr></table>				H22	H23	国内学会への参加人数	201	277	国外学会への参加人数	58	31	合計	259	308			
	H22	H23																	
国内学会への参加人数	201	277																	
国外学会への参加人数	58	31																	
合計	259	308																	

労働安全衛生総合研究所 評価シート (2)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績																								
2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記1により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。 また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。	2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記1により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略（平成22年10月）等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。 なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。 また、下記3に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 ・ 業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて次のとおり調査研究を実施した。																								
（1）プロジェクト研究 次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。）を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。	（1）プロジェクト研究 中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。 なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。 （中略）	（1）プロジェクト研究等 中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題（別紙1）（省略）を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。 また、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関（WHO）の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究（GOHNET（ゴーネット）研究）の2課題（同左）を実	（1）プロジェクト研究等 ・ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画（以下「中期計画」という。）及び平成23年度計画に基づいて、下記のとおりプロジェクト研究13課題及びUGOHNET研究（「労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究）2課題を実施した。 〈プロジェクト研究〉 <table><tr><td>ア 勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究</td><td>[2 年目]</td></tr><tr><td>イ メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究</td><td>[3年目]</td></tr><tr><td>ウ オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究</td><td>[2 年目]</td></tr><tr><td>エ 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究</td><td>[1 年目]</td></tr><tr><td>オ 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究</td><td>[3年目]</td></tr><tr><td>カ 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究</td><td>[3年目]</td></tr><tr><td>キ 三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究</td><td>[4 年目]</td></tr><tr><td>ク 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究</td><td>[3 年目]</td></tr><tr><td>ケ 貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究</td><td>[1 年目]</td></tr><tr><td>コ 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究</td><td>[2 年目]</td></tr><tr><td>サ 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究</td><td>[1 年目]</td></tr><tr><td>シ 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査</td><td>[1 年目]</td></tr></table>	ア 勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究	[2 年目]	イ メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究	[3年目]	ウ オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究	[2 年目]	エ 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究	[1 年目]	オ 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究	[3年目]	カ 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究	[3年目]	キ 三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究	[4 年目]	ク 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究	[3 年目]	ケ 貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究	[1 年目]	コ 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究	[2 年目]	サ 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究	[1 年目]	シ 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査	[1 年目]
ア 勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究	[2 年目]																										
イ メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究	[3年目]																										
ウ オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究	[2 年目]																										
エ 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究	[1 年目]																										
オ 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究	[3年目]																										
カ 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究	[3年目]																										
キ 三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究	[4 年目]																										
ク 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究	[3 年目]																										
ケ 貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究	[1 年目]																										
コ 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究	[2 年目]																										
サ 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究	[1 年目]																										
シ 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査	[1 年目]																										

(中略)			施する。	ス 発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究 〈GOHNET研究〉 ア ヘルスケアワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害 イ 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究	[1 年目]		
2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。					(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。	(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究及び東日本大震災の復旧・復興作業における労働災害の防止等に関する研究として36課題（別紙2）（省略）を実施する。	(2) 基盤的研究 ・ 東日本大震災へ対応するため年度計画を変更し、「東日本大震災の復旧・復興作業における労働災害の防止等」を目的に4課題の基盤的研究を年度途中に開始した。 ・ 東日本大震災対応課題を加えて基盤的研究として37課題を実施した。このうち、10課題については、大学、民間企業等外部機関との共同研究として実施した。 ・ 基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 ・ 「産業現場における危険・有害性に関する研究」の分野においては、平成 24 年度から開始するプロジェクト研究「墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究」の萌芽的研究として、「補修工事における屋根、建物等からの墜落災害防止に関する研究」を実施し、プロジェクト研究の実施に必要な危険性データの収集等多岐にわたる技術的な成果を得た。当該基盤的研究課題の成果については、報告書を刊行するとともに研究所のホームページに全文を掲載した。 ・ 「職場のリスク評価とリスク管理に関する研究」分野においては、平成 23 年度に終了の基盤的研究「遺伝毒性に及ぼす職業有害因子及び個体素因の相互作用に関する研究」において有効性が実証された遺伝子改変による高感受性動物を用いた遺伝毒性評価法を、平成 24 年度開始プロジェクト研究「金属酸化物粒子の健康影響に関する研究」に重要な検出手法の一つとして組み込むことができた。
(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。					(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	(3) 行政要請研究 ・ 行政からの要請を受けて、「車両系建設機械に起因する労働災害の分析と対策の検討」をはじめ 10 課題についての調査研究を実施し、報告書を提出した。 ・ 特に、「除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法」等東日本大震災対応のために年度途中に緊急に要請されたものには的確に対応した。
中略					中略	中略	中略
6 化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。 また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。					6 化学物質等の有害性調査の実施 労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。 また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。	6 化学物質等の有害性調査の実施 厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間で意見・情報交換を行い、化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等について検討を行う。	6 化学物質等の有害性調査の実施 ・ 国における独立行政法人の制度・組織改革の検討スケジュールとの関係から厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間で化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等についての検討には至らなかった。
評価の視点等	【評価項目 2 プロジェクト研究等】	自己評価	A	評 定	A		
〔数値目標〕		(理由及び特記事項) プロジェクト研究等の 15 課題を計画に沿って実施し、「災害復旧工事における労働災害の防止に関する総合的研究」等の多くの研究成果を上げた。			(委員会としての評定理由) 労働現場のニーズ及び行政ニーズ等に基づき、プロジェクト研究やWHOのGOHNET 研究を実施し、これに重点的に研究資金及び研究要員を投入し、それぞれ高い研究成果を <u>挙</u> <u>上</u> げており、また、基盤的研究については、プロジェクト研究への重点化を図るため、課題		

・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。	実績：○ 論文・学会発表1件当たりの研究費は着実に減少傾向にあり、効率性の向上が進んでいる。 <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>(A)プロジェクト研究等研究費(千円)</td><td>147, 183</td><td>170, 842</td></tr><tr><td>(B) 論文・学会発表件数</td><td>245</td><td>331</td></tr><tr><td>(A) / (B)</td><td>600</td><td>516</td></tr></table> 注) 「(B) 論文・学会発表等件数」は、各年度プロジェクト研究等に関するものとは限らない。		H22	H23	(A)プロジェクト研究等研究費(千円)	147, 183	170, 842	(B) 論文・学会発表件数	245	331	(A) / (B)	600	516
	H22	H23											
(A)プロジェクト研究等研究費(千円)	147, 183	170, 842											
(B) 論文・学会発表件数	245	331											
(A) / (B)	600	516											
・ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。	実績：○ ・ 「産業現場における危険・有害性に関する研究」の分野 平成 24 年度開始プロジェクト研究「墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究」の萌芽的研究として、基盤的研究「補修工事における屋根、建物等からの墜落災害防止に関する研究」を実施。 ・ 「職場のリスク評価とリスク管理に関する研究」分野 平成 23 年度に終了の基盤的研究「遺伝毒性に及ぼす職業有害因子及び個体素因の相互作用に関する研究」において有効性が実証された遺伝子改変による高感受性動物を用いた遺伝毒性評価法を、平成 24 年度開始プロジェクト研究「金属酸化物粒子の健康影響に関する研究」ににおける重要な検出手法の一つとして組み込んだ。 (業務の実績(2)参照)												
・ 行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出しているか	実績：○ 平成 23 年度で終了した 10 件の行政要請研究のすべてについて、迅速に報告書を提出した。												

働安全衛生総合研究所 評価シート (3)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
3 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。 なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。	3 研究評価の実施及び評価結果の公表 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）等に基づき、次に示す研究評価を実施する。 なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。 また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。 （1）内部評価の実施 研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的の実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 （2）外部評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価（事前・事後評価及び必要な場合は中間評価）	3 研究評価の実施 内部及び外部の研究評価を下記より、厳正に実施する。 なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。 （1）内部評価の実施 研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題を対象として、上期と下期の年に2回、事前、中間及び事後の評価を行う。評価結果については、研究計画等の精査や研究予算の査定等の研究管理に反映させる。 研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。 なお、平成20年度以前に終了したプロジェクト研究の中から数課題を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムを評価する追跡調査を試行的に実施する。 （2）外部評価の実施 ア 外部評価の実施 労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部評価委員会を第3四半期に開催し、プロジェクト研究等を対象に評価を行う。評価結果について	3 研究評価の実施 評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除及び大学等との共同研究における研究所の貢献度を研究計画作成時に明確にさせた上で研究評価を実施した。 （1）内部評価の実施 ・平成23年度計画に基づき、原則としてすべての研究課題を対象として年2回の内部評価を行った。 ・研究課題について、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価は、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等5項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目について、それぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。また平成24年1月に内部評価規程の改正を行い、追跡評価の評価項目、評価内容等に関する項目を追加し、期末評価において追跡評価を試行的に実施した。 ・研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した ・評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）を行い、研究員のモチベーションの維持・向上に努めた。 （2）外部評価の実施 ア 外部評価の実施 ・平成23年12月に規程の改正を行い、基盤的研究課題についての評価の実施に関する項目を追加した。この改正規程に基づき外部評価委員会において基盤的研究課題についても将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものとなっているかどうかといった観点からの評価を併せて実施した。 - また、更なる公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価は、目標設定、研究計画、研究成果の

		を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。	は、研究計画等の見直しや研究予算の査定等の研究管理に反映させる。 また、基盤的研究課題について、これらが将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものとなっているかどうかといった観点からの評価を併せて実施する。	活用・公表、学術的視点等5項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目についてそれぞれ5段階の評価を行うこととし、平成23年12月末に開催した外部評価会議においては、プロジェクト研究（6課題）、GOHNET研究（2課題）、イノベーション25研究（1課題）、基盤的研究課題（2課題）の計11課題を対象に行政的・社会的貢献度も含めた事前、中間、事後の評価を行った。評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。 ・ 評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ5名、経済界、労働界等の有識者3名であった。			
		イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。	イ 外部評価の結果の公表 ・ 平成 23 年度の外部評価の結果及び業務への反映については、報告書として取りまとめ、その全文を 3 月 31 日に研究所ホームページに公表した。 ＜添付資料2 資料平成23年度外部評価報告書(別冊) 参照＞			
評価の視点等	【評価項目 3 研究評価の実施】	自己評価	A		評 定	A	
[数値目標] ・ 外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。		(理由及び特記事項) プロジェクト研究、GOHNET 研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の外部評価を 12 月 27 日に実施し、その結果を 3 月 31 日に研究所ホームページに公表した。			(委員会としての評定理由) 各研究課題について内部評価、外部評価を実施し、特に外部評価についてはその結果を対外的に公表している。これにより、研究計画の見直し、予算配分、人事、表彰等の研究管理・業務管理など、フィードバックが適切に行われており、これまでに構築された評価システムが適切に機能していると評価できる。 なお、平成 2 3 年度から追跡調査が試行されていることは評価できる点であり、引き続き適切に実施されることを期待したい。		
[評価の視点] ・ プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を実施しているか。 ・ 共同研究について、研究所の貢献度の明確にした上で、評価しているか。 ・ 研究業務を適切に推進するために、すべての研究課題について、内部評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ・ プロジェクト研究課題について、第三者（外部専門家）による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 ・ 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから 3 か月以内にホームページ等に公表したか。		実績：○ ・ 内部評価規程の改正を行い、追跡評価の評価項目、評価内容等に関する項目を追加し期末評価において、次の 2 つの研究について、追跡評価を試行的に実施した。 ＊プロジェクト研究（14. 4～19. 3） 「人間と機械の共存・協調条件と本質安全構造の解明」 ＊プロジェクト研究（18. 4～21. 3） 「労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究」 （業務の実績（1）参照） 実績：○ ・ 研究の重複の排除に留意した上で、共同研究における研究所の貢献度を研究計画作成時に明確し、さらに貢献度実績を踏まえ研究評価を実施した。 （業務の実績（1）参照） 実績：○ ・ すべての研究課題を対象に内部評価を実施、研究課題の採否、研究計画の修正、研究予算の配分等に反映させた。 （業務の実績（1）参照） 実績：○ ・ プロジェクト研究、イノベーション 25 研究及び GOHNET 研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の外部評価を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。 （業務の実績（2）ア参照） 実績：○ ・ 外部評価委員会を 12 月 27 日に開催し、委員からの意見の取り纏めが終了した 1 月末日から 3 か月以内の 3 月 31 日に評価結果報告書を研究所ホームページで公表した。（業務の実績（2）イ参照）			(各委員の評定理由) ・ これまでに構築された評価システムが機能して適切になされていると判断する。 ・ 評価結果をもとに、研究計画見直し等フィードバックが適切に行われている。 ・ 外部評価は常識だが次年度に反映させた点は評価できる。 ・ 追跡調査はぜひ推進していただきたい。 ・ 内部研究評価、外部研究評価により、研究計画の中止・変更、研究予算の増減を適切に行うとともに、人事管理、表彰等に反映している。 ・ 研究評価については、内部研究評価ならびに外部研究評価ともに計画通り、粛々とすすめられたと評価できる。 ・ 内部評価、外部評価共に年度計画に沿い、実施されている。事前、中間及び事後の各段階で研究評価を実施していることは、高く評価できる。 ・ 評価に基づく、計画の改善、人事管理などへの反映、外部評価結果の公表など、総合的に適切に年度計画が実施されている。 ・ 評価を活用した表彰等は、研究員のモチベーションの維持・向上に貢献できている		

労働安全衛生総合研究所 評価シート（4）

第二期中期目標		第二期中期計画		平成23年度計画		平成23年度の業務の実績					
4 成果の積極的な普及・活用		4 成果の積極的な普及・活用		4 成果の積極的な普及・活用		4 成果の積極的な普及・活用					
調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。		調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。		調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。		調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。					
（1）労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。 中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。		（1）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。		（1）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。		（1）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 ア 基準制定・改定等のための検討会議等 ・「機械類の安全性」、「静電気安全」、「温熱環境」等の分野をはじめとして23人の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定を行う64 件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究所の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。 ・出席した国際機関委員会等に研究成果を提供する等貢献するとともに、研究成果が労働安全衛生法関係省令、指針、通達等 11 件に反映された。					
評価の視点等		【評価項目 4 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献】		自己評価		A		評 定		A	
[数値目標] ・行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等への貢献を10件程度とすること目標とする。				(理由及び特記事項) 研究成果が、労働安全衛生法関係省令、指針、通達等 11 件に反映された。		(委員会としての評定理由) 調査及び研究で得られた科学的知見については、労働安全衛生関係法令の改正、通達等の制定・改正、ISO や JIS 等国内外の基準制定等に活用されており、研究成果を行政へ還元していることは評価できる。					
[評価の視点] ・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。				実績：○ ・23人の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定を行う64件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究成果等を提供した。		(各委員の評定理由) ・研究成果が省令等に11件反映されている。計画に対し適切な値を評価する。 ・研究が法令に反映させた。 ・ほぼ目標どおり。 ・ISO、JIS 等の国内外の基準・規格制定等のため、委員会に研究員を派遣し、貢献している。 ・また、行政等からの要請に基づき、労働安全衛生法関係省令、指針、通達等の制定に貢献している。 ・ISO、JIS 等の国内外の基準制定への貢献（関係委員会への研究員の派遣）ならびに行政等からの要請に基づく基準制定への貢献（省令、指針、通達等への研究成果の反映）等、中期計画を上回る実績があった。 ・国内外の基準制定への貢献、行政要請による基準制定などにおいて計画通り、十分な成果を挙げている。 ・国内外の要請に応じた基準制定・改定に寄与していること					
・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。				実績：○ ・研究成果を国際機関委員会等に提供し貢献した例。 ① IEC 60079-32 ドラフト規格（草稿） 爆発性雰囲気 part 32-1 静電気危険性、 ガイダンス ② IEC 60079-32 ドラフト規格（草稿） 爆発性雰囲気 part 32-2 静電気危険性、 試験 ③ IEC61340-4-4:静電気-Part 4-4 2版： 特定の用途に対する標準的試験方法-フレコンバッグ（FIBC）の静電気区分 ④ ISO10218-1:ロボット及びロボット器具 ― 産業用ロボットの安全要件 ― Part 2: ロボットシステム及び統合システム ⑤ ISO10218-1:ロボット及びロボット器具 ― 産業用ロボットの安全要件 ― Part 1: ロボット							

・労働安全衛生関係法令等の制改定等に貢献しているか。	実績：○ ・研究成果が、労働安全衛生法関係省令、指針、通達等 11 件に反映された。 (業務の実績 (ア) 参照)	
----------------------------	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート (5)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成23年度計画		平成23年度の業務の実績											
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。		(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。		(2) 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表（研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。		(2) 原著論文、学会発表等の促進 ・平成23年度の講演・口頭発表等は339回となり、平成23年度計画に掲げた数値目標である研究員一人あたり4回に対して4.3回と上回った。また、論文発表等は357報となり、同目標の2報に対し4.6報となった。 ・18名（延べ）の研究員が、APSS（アジア太平洋安全工学シンポジウム）、日本産業衛生学会、日本衛生学会等の優秀論文賞等を受賞した。 ＜添付資料4 役職員の研究業績一覧＞											
評価の視点等	【評価項目5 学会発表等の促進】	自己評価		S			評 定	A									
[数値目標] ・研究員一人あたり、講演・口頭発表4回程度を目標とする。 ・研究員一人あたり、論文発表等2報程度を目標とする。		(理由及び特記事項) ・研究員一人あたり、講演・口頭発表4回程度に対し、4.3回、 ・研究員一人あたり、論文発表2報程度に対し、4.6報、それぞれ目標を達成した。				(委員会としての評定理由) 学会発表及び論文発表数については、5 年 <u>か</u> 年計画である第二期中期目標の初年度としては目標を上回っているほか、延べ18名の研究員が優秀論文賞等を受賞しており、 <u>上</u> 評価できる。											
[評価の視点] ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。		研究員一人実績：○ ・23年度においては、研究員一人あたりの講演・口頭発表等回数は、4.3回、また論文発表等は4.6報と、それぞれ年度目標を上回った。その結果、中期目標期間中における学会発表及び論文発表等の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とする目標数値は十分達成できる状況にある。 (業務の実績(2)参照) <table><tr><td>1年目（第2期中期計画）</td><td>H23</td><td>中期計画期間目標達成度</td></tr><tr><td>講演・口頭発表等回数</td><td>4.3</td><td>21.5% (4.3/20)</td></tr><tr><td>論文発表等報数</td><td>4.6</td><td>46.0% (4.6/10)</td></tr></table>				1年目（第2期中期計画）	H23	中期計画期間目標達成度	講演・口頭発表等回数	4.3	21.5% (4.3/20)	論文発表等報数	4.6	46.0% (4.6/10)	(各委員の評定理由) ・論文発表の実績は目標を大幅に超えており、高く評価できる。 ・論文発表数は目に見える指標だが、さらに優秀で政策に役立つ内容を心がけてほしい。 ・原著論文数の低下は残念である。研究所としては力を入れていただきたい。 ・研究員一人当たりの講演・口頭発表数は中期目標を上回っており、また、論文発表数は中期目標を大きく上回っている。 ・延べ18名の研究員が優秀論文賞等を受賞している点は評価される。 ・例年通り、中期計画を上回るような論文・学会発表があったことは評価できる。 ・論文発表数において、年度計画を大幅に上回っているほか、18件が学会などにおいて、優秀論文賞を受賞しており、年度計画を上回った成果を挙げていると判断できる。 ・学会発表が目標より上回っていること		
1年目（第2期中期計画）	H23	中期計画期間目標達成度															
講演・口頭発表等回数	4.3	21.5% (4.3/20)															
論文発表等報数	4.6	46.0% (4.6/10)															
・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。		実績：○学会発表等における受賞件数 ・APSS（アジア太平洋安全工学シンポジウム）、日本産業衛生学会、日本衛生学会等において優秀論文賞等を18名（延べ）が受賞し、高い水準であった。（業務の実績(2)参照)															

労働安全衛生総合研究所 評価シート (6)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。 なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上とすること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 調査及び研究の成果については、原則として、その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。 イ 特別研究報告（SRR）等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 研究所の公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。 「Industrial Health」及び「労働安全衛生研究」については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage（独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム）に公開する。 また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。 イ 年報、メールマガジン等の発行 平成22年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン（毎月1回）等を発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。 平成22年度に終了した以下のプロジェクト研究及びGOHNET研究について、「特別研究報告（SRR）」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。 - 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 - アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究 - 中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 - 職業性疾病・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランスウェブ情報システムの開発と活用	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 - 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、「Industrial Health」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 - 東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、震災関連情報コーナーを新設し、研究所の研究成果に基づくアスベスト関連情報、呼吸用保護具関連情報等を掲示した。 - 最新の研究成果をわかりやすく紹介するため、研究所の施工シミュレーション施設で実施した「土砂崩壊の実大シミュレーション実験」について、写真やイラストを用いたスライドに加え、動画を用いて実験状況をわかりやすく解説した。 - 英語版ホームページにおける各グループ・センターの紹介ページを最新の活動状況がわかるように更新した。 - 音声読み上げソフトを使う障害者等の利用者の理解を促進させるため、ホームページ上の文字情報を順序立てて正確に音声に変換できるよう改良に努めた。 - ホームページのバリアフリー化については、JISX8341-3「ウェブコンテンツに関する高齢者、障害者等配慮指針」に基づき、研究所ホームページの改修を行い、高齢者、障害者を含めアクセシビリティの向上を図った。 - 研究所ホームページ上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数は年間96万回であり、年間目標65万回程度を大幅に上回った。 イ 年報、メールマガジン等の発行 - 平成22年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに、メールマガジン（安衛研ニュース）に、役職員によるコラム欄の充実を図った上で、月1回1,097件（月平均値）に配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 - 特別研究報告SRR-No. 41を刊行し、平成22年度に終了した以下のプロジェクト研究及びGOHNET研究について、その研究成果の広報を図った。 ※災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 ※アーク溶接及び関連作業職場における有害因子に関する研究 ※中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 ※職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランス ※生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究

		ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	エ I T技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。	・ 生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究	ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿	ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿	・ 次の刊行物を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布するとともに研究所ホームページに全文掲載した。 ①技術資料T D-No.1「生産業務と安全管理業務との協調による労働安全衛生マネジメントシステムの推進」 ②技術資料T D-No.2「トンネルの切羽からの肌落ちによる労働災害の調査分析と防止対策の提案」 ・ 一般誌等に69件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。 ・ 国内のテレビからの取材4件のほか、睡眠対策やメンタルヘルス相談等について新聞・雑誌からの取材15件に協力した。
評価の視点等	【評価項目6 インターネット等による研究成果情報の発信】	自己評価	S		評 定	S	
[数値目標] ・ HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間65万回程度の目標とする。 ・ メールマガジンを毎月1回発行する。		(理由及び特記事項) HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数は、数値目標の147%に当たる年間96万件に達した メールマガジンは目標通り月1回発行。 なお、メールマガジン配信数は月平均1,097アドレス(件)となり、前年度の783アドレス(件)をより大幅に増加した。 実績：○ ・ ホームページで次の研究成果の公開 ○国際学術誌「Industrial Health」 ○和文学術誌「労働安全衛生研究」 ○特別研究報告等の掲載論文、技術資料等 また、「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」は、J-STAGEでも公開した。 ・ 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、研究成果の全文を公開、閲覧者の利便性向上のため日本語及び英語両方の要約を公開した。 ・ 東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、震災関連情報コーナーを新設した。 ・ 写真やイラストを用いたスライドに加え、動画を用いて実験状況の解説 ・ ホームページのバリアフリー化を積極的に推進した。 (業務の実績A参照)			(委員会としての評定理由) 国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標を大きく上回り、かつ、その伸びも著しいなど、その実績については高く評価できる。国民、さらには労働現場に対するわかりやすい情報提供が引き続き積極的に推進されていくことを期待したい。		
[評価の視点] ・ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。国民に理解しやすく、活用しやすいものとなっているか。		実績：○ 特別研究報告や安全資料等の公表及び一般誌等への寄稿の件数は69件、新聞、TV取材等は19件となった。			(各委員の評定理由) ・ ホームページ、メルマガ等を利用した成果の普及は、目標を大幅に超えているほか、その伸びも大きく、高く評価できる。 ・ ホームページ内容の改善も、努力の跡が伺え、その成果が期待できる。 ・ 研究成果と応用技術の内容がやや不透明。 ・ J-Stage 公開は大きな一歩である。 ・ 調査結果の国民、さらには労働現場に理解しやすい公開は大切。さらに推進して下さい。 ・ ホームページ上において、「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス数が目標の65万件を大きく上回る96万件であったことは、研究成果が注目されていることであり、また、普及・活用に貢献しているといえよう。 ・ 研究成果等をインターネット等によって積極的に発信し、中期計画を上回るアクセス数を得ていることは評価できる。 ・ HPへの380万件のアクセスに加え、研究成果など情報の発信において、計画を超えるアクセス数をカウントするなど、積極的な情報発信が国民に理解され、十分に機能していると判断できることから、S評価に値すると考える。 ・ Industrial Health 等へのアクセス件数が目標を大幅に上回っている点を評価する。		
年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。 ・ メールマガジンを毎月1回発行し、定期的に広報しているか。		実績：○ ・ 安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図る等、研究成果の広報を積極的に行った。					

ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。			
	月 1 回発行	H22	H23
	メールマガジンの配信先	783	1, 097
	(業務の実績イ参照)		
	・ホームページの更改は臨機応変に対応、最新の研究成果をわかりやすく紹介するため、写真やイラストを用いたスライドに加え、動画を用いて実験状況をわかりやすく解説や、英語版ホームページにおける各グループ・センターの紹介ページを新設する等、最新の活動状況がわかるように更新した。また、高齢者、障害者を含めアクセシビリティ向上のため、ホームページのバリアフリー化を積極的に推進した。 (業務の実績イ参照)		

労働安全衛生総合研究所 評価シート (7)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成23年度計画	平成23年度の業務の実績			
(4) 講演会等の開催 調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。		(4) 講演会等の開催 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。		(4) 講演会等の開催 ア 「時代のニーズの変化に対応した労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」(仮案)をテーマとする安全衛生技術講演会を、第3四半期に国内3都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。	(4) 講演会等の開催 ア 安全衛生技術講演会等の開催 ・「安全衛生技術講演会」を平成23年11月に大阪市、12月に東京及び名古屋市の3都市において開催した。「時代のニーズの変化に対応した労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」をテーマとし、5名の研究員及び1名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で558名であった。参加者へのアンケート調査によれば、「良かった」又は「とても良かった」とする割合が79%であった。 ・平成24年1月に「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」をテーマにした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、6名による講演及びパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に265人の参加者を得た。 ・その他民間機関との共催による講演会等として、(社)日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修会、四国地区電力需用者協会等との共催による電気関係災害防止対策講習会を開催した。 <添付資料5 平成23年度安全衛生技術講演会講演概要集(別冊)>			
		イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。		イ 4月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	イ 研究所の一般公開 ・清瀬地区で平成23年4月20日に、登戸地区で同年4月24日に、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区345名、登戸地区150名で合計495名であった。 <添付資料6 労働安全衛生総合研究所一般公開のお知らせ> ・国内外の研究研修機関、大学、業界団体、民間企業等15機関、合計290名から随時の見学希望に対応した。 <添付資料7 施設見学等一覧>			
評価の視点等	【評価項目7 講演会等の開催】	自己評価		A		評 定	A	
[数値目標] ・研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 ・安全衛生技術講演会への参加について対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。		(理由及び特記事項) 安全衛生技術講演会を全国の3都市で開催するとともに、「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」をテーマにした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム等を8回開催した(うち2回は民間機関との共催による講演会等)。 安全衛生技術講演会の参加者に対するアンケート調査では、「とても良かった」又は「良かった」とする割合は79%に達した。アンケート調査結果等を踏まえ、次年度の安全衛生技術講演会の更なる改善を図ることとした。				(委員会としての評定理由) 安全衛生技術講演会、他機関との共催による講習会等様々な取組により、研究成果の積極的な普及に努め、参加者から高い評価を得ていることは評価できる。また、研究所の一般公開等についても積極的に実施し、良好な評価を得ており、国民への開かれたサービスを提供していることは評価できる。 (各委員の評定理由) ・成果は昨年の水準を維持しており、高い水準にあると評価される。 ・参加者は横バイ。一般公開の評価はいいのが普通で参加者の属性はどうか ・8回のシンポジウムは高く評価できると考える。 ・安全衛生技術講演会、シンポジウム、他機関との共催等による講習会を3回の数値目標を大きく上回る8回開催し、参加者から高い評価を得ていること、また、研究所の一般公開等に昨年を大きく上回る参加者があり、高い評価を得ていることは評価される。 ・安全衛生技術講演会や研究所の一般公開などの積極的な開催により、中期計画を上回る参加者を得るとともに、良好な評価を得ている。 ・講演会の開催についても、計画を上回って実施しており、かつ、アンケート調査においても高い満足度を挙げている。一般公開の参加者数、その満足度においても高い数値を挙げしており、国民への開かれたサービスは積極的に実施されていると評価でき、S評価に値すると判断する。 ・安全衛生技術講演会のほか、大震災に対応した労働安全衛生研究の展望をテーマにしたシンポジウム等を積極的に開催したこと。		
[評価の視点] ・研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。		実績：○ 安全衛生技術講演会を3回開催したほか、合計で8回の講習会、発表会等を開催した。このうち、他機関との共催は2回であった。(業務の実績A参照)						

		H22	H23
	安全衛生技術講演会	3	3
	労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム	1	1
	一般公開	2	2
	他機関と共催した講演会等	3	2
	合計	9	8

</

労働安全衛生総合研究所 評価シート（8）

第二期中期目標		第二期中期計画		平成23年度計画		平成23年度の業務の実績																												
（５）知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。		（５）知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者（ＴＬＯ）の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。		（５）知的財産の活用促進 特許権等の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者（ＴＬＯ）の協力を得つつ、特許権等の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録や、研究所のホームページでの報等により、知的財産の活用促進を図る。		（５）知的財産の活用促進 ・研究所が保有する登録特許総数は36件となり、新規に1件の特許を出願して特許出願総数は7件となった。また、TL0に委託した1件が特許登録、特許を含めてTL0委託総件数が4件となった。 ・特許権の取得を進めるため、年度末に行う研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価を行うとともに、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応した。 ・知的財産の活用促進を図るため、36件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表した。 ・当所が単独で保有する特許6件について、開放特許情報データベースへの登録を申請した。 <table><tr><td></td><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td rowspan="2">研究所扱い</td><td>登録特許</td><td>38(3)</td><td>36(0)</td></tr><tr><td>特許出願中</td><td>7(2)</td><td>7(1)</td></tr><tr><td rowspan="2">TL0扱い</td><td>特許登録</td><td>1(1)</td><td>2(1)</td></tr><tr><td>特許出願中</td><td>3(1)</td><td>2(0)</td></tr><tr><td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>金額（千円）</td><td>181</td><td>133</td></tr></table> ※（ ）内は当年度分であり、内数である。 ※ 平成22年度の登録38件のうち外国特許2件を維持費用と特許使用料のバランスの観点から放棄。 <添付資料8 特許出願、特許登録及び特許の実施状況>						H22	H23	研究所扱い	登録特許	38(3)	36(0)	特許出願中	7(2)	7(1)	TL0扱い	特許登録	1(1)	2(1)	特許出願中	3(1)	2(0)	特許実施料	件数	1	1	金額（千円）	181	133
		H22	H23																															
研究所扱い	登録特許	38(3)	36(0)																															
	特許出願中	7(2)	7(1)																															
TL0扱い	特許登録	1(1)	2(1)																															
	特許出願中	3(1)	2(0)																															
特許実施料	件数	1	1																															
	金額（千円）	181	133																															
評価の視点等	【評価項目8 知的財産の活用促進】	自己評価	A		評 定	B																												
[数値目標]		（理由及び特記事項） 特許の取得促進を図るため、内部・外部評価において特許取得を評価項目の一つとして評価するとともに、所内での支援体制を整備している。登録特許総数は、維持費用と特許使用料のバランスの観点から2件放棄したことから36件となった。			（委員会としての評定理由） 特許権の取得・活用促進のため、研究員からの相談等に応じる体制を整備し、特許審査会における審査の上で申請していること、内部・外部評価で特許出願を評価するなどにより、知的財産の活用について積極的に取り組むとともに、費用対効果の観点から既保有特許の見直しを行うなどの取組も適切に実施していることは評価できる。なお、新規出願件数の増加に向けた取組について、より積極的に行われることを期待したい。																													
[評価の視点] ・ 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。 ・ 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 ・ 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。		実績：○ ・特許出願の可否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体制を整備している。（業務の実績（5）参照） 実績：○ ・登録特許について、研究所ホームページ及び特許流通データベースに掲載し、保有特許の実施促進を図った。 ・当所が単独で保有する特許6件について、開放特許情報データベースへの登録を申請した。（業務の実績（5）参照） 実績：○ ・研究所が保有する特許は、登録総数は36件、新規に1件申請し、1件取得断念のため、特許出願総数は7件、特許実施料数は1件であった。（業務の実績（5）参照） （【別紙1の3】業務実績評価別添資料2参照）																																

労働安全衛生総合研究所 評価シート (9)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成23年度計画		平成23年度の業務の実績																		
5 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。 また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。		5 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 イ 調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努める。		5 労働災害の原因の調査等の実施 (1) 労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。 労働災害の原因調査等の実施を今後の研究に結びつけることなどにより、災害調査の質的向上を図り災害調査の高度化に努める。 (2) 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。 (3) 鑑定・照会等への積極的な対応 労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定囑託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。 (4) 調査内容の公表 調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページ等で公表する		5 労働災害の原因の調査等の実施 (1) 労働災害の原因調査等の実施 ・平成23年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査が14件であった。このうち8件は平成24年1月以降の依頼であり、特にシールド工法トンネル災害は社会的に注目を集める重大災害であり、厚生労働大臣からの調査指示となった。 ・平成23年度に災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は92%であった。 <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>災害調査</td><td>15</td><td>14</td></tr><tr><td>鑑定等</td><td>17</td><td>15</td></tr><tr><td>労災保険給付に係る鑑別・鑑定</td><td>12</td><td>8</td></tr><tr><td>行政機関からの依頼調査</td><td>0</td><td>2</td></tr></table> ＜添付資料9 災害調査等の実施状況＞ (2) 原因調査結果等の報告 ・平成23年度に実施した14件の災害調査、13件の刑事訴訟法に基づく鑑定等、6件の労災保険給付に係る鑑別、鑑定等について、それぞれ依頼元に調査結果等を報告した。 (3) 鑑定・照会等への積極的な対応 ・労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき平成23年度に開始した鑑定等が15件、労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が8件であった。 (4) 調査内容の公表 ・調査実施後、一定の期間が経過して公表が可能となった調査内容について厚生労働省との協議の上、同種災害の防止に資する観点から企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、1事例を研究所のホームページで公表した。					H22	H23	災害調査	15	14	鑑定等	17	15	労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	8	行政機関からの依頼調査	0	2
											H22	H23												
災害調査	15	14																						
鑑定等	17	15																						
労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	8																						
行政機関からの依頼調査	0	2																						
評価の視点等		【評価項目9 労働災害の原因の調査等の実施】		自己評価		S		評 定		A														
[数値目標] ・労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。		(理由及び特記事項) 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は92%で目標を上回った。		(委員会としての評定理由) 厚生労働省からの依頼等に基づく災害調査のほか、刑事訴訟法に基づく鑑定、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等を適切に実施し（これらの中には、マスコミに大きく取り上げられた海底トンネルの崩壊水没災害などの重大災害も含まれる。）も、その報告は依頼元である労働基準監督署、警察署等からにおいて92%という高い割合で活用されて																				

[評価の視点] - 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 - 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 - 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。 - 一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容について、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めているか。	実績：○ - 労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 実績：○ - 災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済みである。また、災害調査等の質的な面については、依頼元である労働基準監督署等から高い評価を得ており、適切さが確保されている。（業務の実績(1)参照） 実績：○ - 災害調査等については、特定の研究員に過大な負荷が生じないように、研究員の専門性、研究の負荷状況等を十分考慮して、担当チームの人选を行っている。 実績：○ - 企業の秘密や個人情報の保護の観点等には配慮しつつ、厚生労働省との協議の上、1事例の調査結果を公表した。（業務の実績(4)参照）	おり、評価できる。 なお、平成23年度には、調査実施後、一定の期間が経過して公表が可能となった調査事例について、同種災害の防止に資する観点から、研究所のホームページでの公表が実施されており、事例の公表は実例から学ぶ意義として大きいと考えられ、評価できる。 (各委員の評定理由) - 国内で重要な機関として機能しており、成果も高い。 - 地道に労災調査に努めている - 事例の公表は実例から学ぶ意義として大きいと考える。一例でも実施されたことは評価できるが、もう少し増やせないものか。 - 研究所の重要なミッションとして、災害調査14件、労働基準監督署や警察署等からの依頼による刑事訴訟法に基づく鑑定等15件、石綿繊維の有無等労災保険給付に係る鑑別・鑑定等8件を実施した。また、報告書は災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として、92%が活用された。 - 本年度もマスコミに大きく取り上げられた海底トンネルの崩壊水没災害などの重大災害の発生に対し、幾多の災害の原因調査と取り組み、素晴らしい成果を得たことを評価したい。 - 継続中の調査などに加え、緊急の事象についての調査など、社会的要請の高い事項について、柔軟な体制を組み、適切な対応を図っている。また、報告書などの資料活用について、90%を超える満足度を得ていることは、前年度よりも高い実績であり、高く評価できる。 - 災害調査の報告書が、労働基準監督署等の捜査、裁判等の公判等の再発防止に貢献していること。
---	--	---

				上となるよう、引き続き掲載論文の充実に努める。		・ J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)を通じIndustrial Health 誌の創刊号からの全掲載論文を閲覧できるようにしており、また受理論文の刊行前早期公開(Advance Publication)、更には海外の著名データベースサービス(PubMed, Crossruff, EBSCO, INSPEC, Proust 等)との相互リンクが年々増加していることから、平成23年度は世界各国から書誌事項に20万件を超えるアクセス、ならびに昨年度を上回る8万件超の全文ダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。 ・ 今年度から「オンライン投稿・査読システム／Scholar One Manuscripts」を導入し、投稿論文の受付から審査、その他各種編集業務の大幅な効率化を図った。その結果、システム本稼働を開始した平成24年3月の1ヶ月間だけで23編の論文投稿があった。 <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>投稿数</td><td>186</td><td>186</td></tr><tr><td>掲載論文数</td><td>106</td><td>98</td></tr><tr><td>インパクトファクター</td><td>0.95</td><td>0.94</td></tr></table> (イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約1,000の大学・研究機関等に配布した。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、平成21年度から、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。 <添付資料12 刊行物一覧> <添付資料13 Industrial Health 関係資料> <添付資料14 労働安全衛生研究関係資料> <添付資料15 特別報告SRR－41(別冊)>			H22	H23	投稿数	186	186	掲載論文数	106	98	インパクトファクター	0.95	0.94
	H22	H23																	
投稿数	186	186																	
掲載論文数	106	98																	
インパクトファクター	0.95	0.94																	
評価の視点等	【評価項目10 労働安全衛生分野の研究の振興】	自己評価	A		評 定	A													
[数値目標] ・ 「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。 ・ 国際学術誌「Industrial Health」を年6回以上発行する。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。		(理由及び特記事項) Industrial Health のインパクトファクターは数値目標の0.8を上回る0.94となった。また、全世界から書誌事項に前年度に引き続き20万件を超えるアクセスを得ており、さらに昨年度を上回る8万件超の全文ダウンロードなど、国際学術誌としての評価が確実に高まってきている。 国際学術誌「Industrial Health」を年6回発行した。 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行した。			(委員会としての評定理由) 労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された、我が国における今後の労働安全衛生研究の方向性を示す労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及に努めているほか、シンポジウムの開催(平成23年度は「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」がテーマ)、国際学術誌及び和文学術誌の発行等、労働安全衛生分野の研究の振興に貢献しており評価できる。特に、平成19年度以降年6回発行されている国際学術誌「Industrial Health」については、インパクトファクターも高い水準を維持しているなど、その成果について評価できる。														
[評価の視点] ・ 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。 ・労働安全衛生研究戦略を踏まえた研究を実施することにより、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。 ・内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。		実績：○ ・国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、関係機関に提供した。 (業務の実績ア参照) 実績：○ ・当研究所自ら、平成22年10月に取りまとめられた「今後おおむね10年間の労働安全衛生研究重点3研究領域22優先課題」を踏まえた研究を実施するとともに、研究所のホームページに「労働安全衛生研究戦略」として掲載しその普及に努めた。(業務の実績イ参照) 実績：○ ・Industrial Health の刊行等を通じて、内外の最先端の研究情報の収集・発信を行った。(業務の実績エ参照)			(各委員の評定理由) ・ Industrial Health について、インパクトファクターも0.94と高い水準にあり、国際的に評価も高まっており、研究所の成果としては高く評価できる。 ・ 当研究所は成果を明示しにくい分野だが、できるだけ説得力のある成果を示してほしい。 ・ Industrial Health の高いIFは評価できる。 ・ 労働安全衛生重点研究推進協議会がまとめた、我が国が推進すべき労働安全衛生分野の研究戦略としての3重点領域と22優先課題を研究所のホームページに掲載し、普及に努めた。また、協議会シンポジウムは「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」をテーマに開催し、専門家、労使関係者を中心に多くの参加者を得た。 ・ さらに、国際学術誌「Industrial Health」の年6回刊行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回の刊行は労働安全衛生分野の研究新興に貢献している。														

・国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。	実績：○ - 研究成果を各種学術誌・研究報告書として刊行し、広く関係者に提供した。（業務の実績エ、評価シート6 業務の実績ウ参照） <table><tr><th>学術誌等の種類</th><th>発行部数等</th></tr><tr><td>Industrial Health</td><td>年 6 回刊行、国内約 600・国外約 400 の大学・研究機関等に配布</td></tr><tr><td>労働安全衛生研究</td><td>年 2 回刊行、国内約 1,000 の大学・研究機関等に配布</td></tr><tr><td>その他の刊行物</td><td> - 平成 22 年度労働安全衛生総合研究所年報 - 特別研究報告 SRR-No. 41（平成 22 年度終了のプロジェクト研究等 5 課題の研究成果を収録） - 技術資料(TD)-No. 1（2011）（生産技術と安全衛生管理業務との協調による労働安全衛生マネジメントの推進） - 技術資料(TD)-No. 2(2012）（トンネルの切羽からの肌落ちによる労働災害の調査分析と防災対策の提案） </td></tr></table>	学術誌等の種類	発行部数等	Industrial Health	年 6 回刊行、国内約 600・国外約 400 の大学・研究機関等に配布	労働安全衛生研究	年 2 回刊行、国内約 1,000 の大学・研究機関等に配布	その他の刊行物	- 平成 22 年度労働安全衛生総合研究所年報 - 特別研究報告 SRR-No. 41（平成 22 年度終了のプロジェクト研究等 5 課題の研究成果を収録） - 技術資料(TD)-No. 1（2011）（生産技術と安全衛生管理業務との協調による労働安全衛生マネジメントの推進） - 技術資料(TD)-No. 2(2012）（トンネルの切羽からの肌落ちによる労働災害の調査分析と防災対策の提案）	「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」をテーマとした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムの開催のほか、Industrial Health 誌の定期刊行など、中期計画を上回る実績をあげた。労働安全衛生分野のリーディング機関として、グローバルな問題提起といっそうの成果を期待したい。 4 つの年度計画について、適切に実施され、計画に見合った成果も得られている。 - 研究の振興において国際学術誌の定期的刊行し、その内容に対する評価が高まっていること。
学術誌等の種類	発行部数等									
Industrial Health	年 6 回刊行、国内約 600・国外約 400 の大学・研究機関等に配布									
労働安全衛生研究	年 2 回刊行、国内約 1,000 の大学・研究機関等に配布									
その他の刊行物	- 平成 22 年度労働安全衛生総合研究所年報 - 特別研究報告 SRR-No. 41（平成 22 年度終了のプロジェクト研究等 5 課題の研究成果を収録） - 技術資料(TD)-No. 1（2011）（生産技術と安全衛生管理業務との協調による労働安全衛生マネジメントの推進） - 技術資料(TD)-No. 2(2012）（トンネルの切羽からの肌落ちによる労働災害の調査分析と防災対策の提案）									

労働安全衛生総合研究所 評価シート（11）

第二期中期目標		第二期中期計画		平成23年度計画		平成23年度の業務の実績																			
（2）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。		（2）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。		（2）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。 イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ 若手研究者等の受入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 エ 労働安全衛生機関の支援 諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織への適切な協力・支援を行う。		（2）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・ 連携大学院協定を締結している長岡技術科学大学、日本大学、東京都市大学、北里大学、三重大学及び大阪大学において、研究員が客員教授等として4人、客員准教授等として9人が任命され、教育研究活動を支援した。 ・ 連携大学院協定に基づき、日本大学大学院、東京都市大学大学院の大学院生・大学生計12人を研修生として受け入れ、修士論文・卒業論文執筆のための研究指導を行った。 イ 大学客員教授等の派遣 ・ 東京大学、東京農工大学等18 大学に対して、24 人の研究員が客員教授、非常勤講師等として支援を行った。（連携大学院制度に基づく派遣を除く。） ウ 若手研究者等の受入れ ・ 連携大学院制度に基づく研修生12人をはじめ、 内外 の大学・研究機関から計55人の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 ＜添付資料16 研究生・研修生等の受入れ＞ エ 労働安全衛生機関の支援 ・ 労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 ・ このほか、地方労働局が実施する技術研修、労働災害防止団体、産業保健推進センター等が行う研修会等に対し、講師として多くの研究員を派遣した。																			
評価の視点等		【評価項目11 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献】		自己評価		A				評 定		A													
〔数値目標〕				（理由及び特記事項） 5 大学（その他の1 大学については平成23 年度の派遣実績なし）との連携大学院協定等に基づく活動や非常勤講師の派遣等により各大学等との連携を強化し、連携大学院制度に基づく研修生12 人をはじめ、55 人の若手研究者等を受け入れた。				（委員会としての評定理由） 連携大学院協定に基づく国内5 大学を はじ 始めとする多くの大学等へ客員教授等を派遣して教育支援を行っているほか、 国内外から 多くの若手研究者を受け入れて研究指導を行うなど、労働安全衛生分野における 国内外 の若手研究者等に積極的に貢献しており評価できる。 なお、派遣受入数は引き続き高い水準にあるが、人数推移としては減少している部分があるので、引き続き、研究者の受入 れ の質・量両面からの向上に積極的に取り組むことを期待したい。 （各委員の評定理由） ・ 若手研究者等派遣受け入れは数値目標20 人に対し、74 名と極めて高い水準にあり、高く評価できる。 ・ 若手研究者の受け入れは多とする。 ・ 人数推移としては連携受け入れ者は減少している。低下傾向がつかないようにしていただきたい。 ・ 連携大学院協定により、5 大学において、13 名の研究員が客員教授等として任命され、大学院での研究・教育に当たるとともに、12 名の大学院生・大学生を																	
〔評価の視点〕 ・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。				実績：○ ・ 連携大学院協定に基づく連携を強化し、その他の大学・労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行った。 <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>連携大学院協定に基づく客員教授等</td><td>13</td><td>13</td></tr><tr><td>連携大学院協定に基づく研究生等受入人数</td><td>7</td><td>12</td></tr><tr><td>若手研究者等の受入人数</td><td>75</td><td>55</td></tr><tr><td>非常勤講師等の支援機関</td><td>22</td><td>18</td></tr><tr><td>非常勤講師等の支援人数</td><td>30</td><td>24</td></tr></table>													H22	H23	連携大学院協定に基づく客員教授等	13	13	連携大学院協定に基づく研究生等受入人数	7	12	若手研究者等の受入人数
	H22	H23																							
連携大学院協定に基づく客員教授等	13	13																							
連携大学院協定に基づく研究生等受入人数	7	12																							
若手研究者等の受入人数	75	55																							
非常勤講師等の支援機関	22	18																							
非常勤講師等の支援人数	30	24																							

		受入れ、研究指導を行っている。 ・ また、連携大学院協定等に基づく大学院生・大学生 1 2 名をはじめ、国内外の大学・研究機関から 5 5 名の若手研究者等を受入れ、研究指導等を行っている。 ・ 若手研究者の育成を含め、研究の推進体制が変化していることを実感できる。 ・ 連携大学院制度をはじめ、いくつかの事項において、若手研究者の交流を積極的に実施している。 ・ 連携大学院協定に基づく研究生等受入を積極的に行っている点は評価できる。
--	--	---

労働安全衛生総合研究所 評価シート（12）

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
（3）研究協力の促進 研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。 また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。	（3）研究協力の促進 ア 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用し、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。 エ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHOが主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものをGOHNET研究として実施する。	（3）研究協力の促進 ア 研究協力協定等 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討する。 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究、人的交流等を進める。 イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員を研究所の研究討論会に招聘し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。 また、産業医科大学との研究交流会を第3四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。 ウ 共同研究 共同研究を積極的に推進し、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。 エ 世界保健機関（WHO）労働衛生協力センター 世界保健機関（WHO）から引き続き労働衛生協力センターとして指定が受けられるよう、所要の手続きを進めるとともに、WHO労働衛生協力センターの次期ワークプラン（2012－2017）の策定に協力を行う。また、上記2の（1）のGOHNET研究を推進する。	（3）研究協力の促進 ア 研究協力協定等 これまでに研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で6か国12機関であり、これら研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究、情報交換、研究協力を進めた。 ・当該年度内に世界保健機関（WHO）から引き続き労働衛生協力センターとして指定を受けるべく所要の手続きを進めた結果、7月13日付で再指定が実現した。 ・英国ラフボロー大学とは、手腕振動ばく露の生体動力学応答実験の結果について、新しい分析方法の提案とその検証を相互に行い検討した。 ・米国コネチカット大学とは、手腕振動ばく露の生理影響とその評価について情報交換を行った。また、実験結果について相互検証を行い問題点等を議論した。 ・韓国OSHRIとは、韓国済州島で開催されたAPSS（Asia Pacific Symposium on Safety）2011において、OSHRIの院長らと協議し、協力協定更新について合意した。 イ 研究交流会等 ・フェロー研究員として39人（うち新規1人）、客員研究員として16人を委嘱し、客員研究員・フェロー研究員研究交流会の開催等により研究情報の交換を行った。〔再掲〕 ・客員研究員・フェロー研究員や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。〔再掲〕 ウ 共同研究 ・労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題の合計33研究課題のうち、共同研究は19件、58%となった。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ19人派遣するとともに、他機関から55人の若手研究者等を受け入れた。〔再掲〕 エ 世界保健機関（WHO）労働衛生協力センター 当該年度内に世界保健機関（WHO）から引き続き労働衛生協力センターとして指定を受けるべく所要の手続きを進めた結果、7月13日付で再指定が実現した。〔再掲〕 ・第9回WHO労働衛生協力センターグローバルネットワーク会議で次期活動計画ーグローバルマスタープラン（GMP 2012-2017）に対して、2つのGOHNET研究が関連する研究課題「看護・介護労働者の安全衛生」、「気候変動による暑熱ストレスの労働安全衛生」に対応することが確認された。

評価の視点等	【評価項目 1 2 研究協力の推進】	自己評価	S		評 定	A	
[数値目標] ・ 毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。 ・ 全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。		(理由及び特記事項) 外部機関への研究員派遣：19 人の派遣 企業等からの受入れ：55 人 計 74 人の研究員の交流。20 人の数値目標の 3.7 倍の実績を達成。 平成 23 年度における全研究課題に占める共同研究の割合は、58%となり、15%の数値目標の 3.9 倍を達成。			(委員会としての評定理由) 海外 1 2 大学・研究機関との間で研究協力協定を締結しており、これに基づく共同研究を推進するとともに、当該協定に基づく者も含め研究員の派遣・受入数も目標を大きく上回っていること、また、大学、企業等との共同研究についても、研究員が研究代表者であるプロジェクト研究及び科研費研究を目標を大きく上回る 5 8 %という水準で実施しており、評価できる。		
[評価の視点] ・ 大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。 							

労働安全衛生総合研究所 評価シート（13）

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する措置	第2 業務運営の効率化に関する措置
1 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。	1 機動的かつ効率的な業務運営 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月）等を参考として、理事長の強い指導力の下で、当研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。 （1）効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。	1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立 業務の有効性・効率性を高めること等の目的を達成するために、理事長のリーダーシップの基に、以下の事項を実施する等適切な内部統制活動を推進する。 （1）効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し 本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。 プロジェクトチームの編成、業務責任者の任命等により、中期計画で指定されている業務を的確かつ効率的に遂行する。 研究開発力強化法に規定されている各種措置を推進する。 イ 調査研究管理の一元化 清瀬・登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。 ウ 人材の登用 人材活用等に関する方針（第6の1（1））に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究環境の整備に努める。	1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立 平成23年度は、厚生労働大臣が定めた第二期の中期目標及び中期計画の初年度に当たり、平成23年度計画に基づき理事長のリーダーシップの下で機動的かつ効率的な業務運営体制の確立を図った。 （1）効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し - 内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所業務の日常的な意志決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事（業務・会計）を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を5回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用しており、平成23年度は両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した。 - 平成23年度計画に基づく業務運営を適正かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進した。 - 研究開発力強化法に基づき、平成23年1月1日付けで「人材活用等に関する方針」を策定し研究所のホームページに公表して当該方針に基づき推進した。 イ 調査研究管理の一元化 - 研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部評価委員会（中間・期末）を開催するとともに、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部評価を行った。また、プロジェクト研究等重点研究11課題を対象として、外部評価委員会を開催し、外部識者の視点からの評価を併せて行った。これらの評価結果を基に、研究計画の再精査や予算配分の見直しを行った。〔再掲〕 - 清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価制度を引き続き活用して研究員の業績評価を行い、この結果を昇給・昇格等の人事管理に反映させた。〔再掲〕 ウ 人材の登用 - 研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付き研究員の採用活動を行った。 - 前年度に採用内定した1名を平成23年4月1日付けで採用するとともに、平成23年度の公募に応募した63名の中から5名を平成24年4月1日付け採用予定者として内定した。 - 平成20年度に任期付として採用した2名、平成21年度に任期付として採用した3名の研究員について審査を行い、任期を付さない研究員として、1名を平成24年1月1日付け採用、3名を平成24年4月1日付け採用内定した。

		イ I T技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。 ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。 （2）内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研究の適切な進捗管理を行う。 イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇給・昇格等の人事管理に適切に反映するとともに、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。	エ 業務・システムの効率化等 調査研究業務に係る文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進する。また、清瀬、登戸両地区を結ぶ電子決裁システムの導入を検討する。 テレビ会議の活用を引き続き進める。 オ 監事との連携 定期の監事監査、監事による各種所内会議等への出席等を通じた業務の改善に努める。 （2）内部進行管理の充実 ア 効率的な研究業務の推進 調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。 イ 研究職員の業績評価 役職に着目した業績評価基準の導入等現行の業績評価基準、評価方法等の見直しを行い、研究職員の業績をより適切かつ総合的に評価する。	エ 業務・システムの効率化等 - 業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。 - 業務の効率化を進めるため、TV会議システム及び電子決裁システムを積極的に活用した。 オ 監事との連携 - 定期監事監査に加え、平成23年度に5回開催した役員会議において監事への業務実施進捗報告を行った。これらを踏まえて監事から業務改善への助言があり業務の改善に努めた。さらに毎週開催する部長等会議においても監事が出席しており必要な情報の共有を図った。 （2） 内部進行管理の充実 ア 効率的な研究業務の推進 - 各研究グループにおける日常的な研究の進捗管理、内部・外部評価会議の開催による厳正な課題評価、所内及び所外での研究発表を目的とした研究討論会及び労働災害調査報告会並びに行政要請研究報告会等の各研究管理手法を組み合わせ、調査研究の質の維持・向上を図った。併せてこれらの進行状況を定期的に部長等会議や理事長打合せ、役員会議等に報告し、検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。 - 調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。 イ 研究員の業績評価 - 役職に着目した業績評価基準の導入を行った。 - 研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した。〔再掲〕 なお、清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価システムを引き続き活用した。また、評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）を行い、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。〔再掲〕			
評価の視点等	【評価項目 1 3 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立】	自己評価	A		評 定	A	
〔数値目標〕		（理由及び特記事項） 平成23年度は、厚生労働大臣が定めた第二期の中期目標及び中期計画の初年度に当たり、平成23年度計画に基づき理事長のリーダーシップの下で的確な業務運営体制の確立を図った。			（委員会としての評定理由） 理事長のリーダーシップの下、内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所業務の日常的な意志決定及び進捗管理を行う場を設けるなど、日常の業務体制が整備され、柔軟な組織体制の下で、監事の助言等も取り入れながら、調査研究業務の一体的推進が図られてきたことは評価できる。若手研究員の採用等の取組も進められているほか、清瀬・登戸の2地区を有することに関しても、業務担当者の適切な配置や、TV 会議の活用等により業務の効率的な取組が推進されていることは評価できる。 （各委員の評定理由） - 離れた地区を有するという弱点も TV 会議、業務担当者の適切な配置等工夫して高い成果を挙げていると判断する。 - 監事の助言等の反映についても適切に行われていると評価する。		
〔評価の視点〕 ・事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制となっているか。		実績：○ ・「理事長打合せ」、「役員会議」、「部長等会議」により、平成23年度計画に基づく業務運営の進捗管理及びその状況に応じた対応を図った（例：震災対応、節電対応等）。また、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進した。 （業務の実績(1)ア）					

・電子化・データベース化により業務・システムの最適化を図っているか。 ・監事による助言等が業務改善に結びつくような体制となっているか。 ・内部統制を充実・強化し、調査研究の適切な進捗管理を行っているか。 ・研究員の業績評価を厳正に行っているか。 ・中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項8) ・業務改善の取組を適切に講じているか。(※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等) ＜厳正に評価を行う事項3①＞ ・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ＜厳正に評価を行う事項3②＞ ・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等) ＜厳正に評価を行う事項3③＞ ・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政独委・評価の視点事項9)	実績：○ ・グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。 業務の効率化を進めるため、TV会議システム及び電子決裁システムを積極的に活用した。(業務の実績(1)エ参照) 実績：○ ・定期監事監査に加え、平成23年度に5回開催した役員会議において監事への業務実施進捗報告を行った。これらを踏まえて監事から業務改善への助言を業務への反映に努めた。さらに毎週開催する部長等会議においても監事が出席し必要な情報の共有を図った。(業務の実績(1)オ参照) 実績：○ ・調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。(業務の実績(2)ア参照) 実績：○ ・①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の個人業績評価について、所属部長、研究領域長、役員等が多面的に評価を行うシステムにより公平かつ適正に研究員の業績評価を行った。(業務の実績(2)イ参照) 実績：○ ・中期目標・中期計画に示された評価項目等の業務運営を的確かつ効率的に進めるため、業務担当者を選任するとともに、理事長打合せ、役員会議、部長等会議の各種会議を通じて進行管理を行った。(業務の実績(1)ア参照) 実績：○ ・業務改善については、各種会議で意見交換を行うとともに、メール等を用いて職員から提案を受け付けているほか、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、国民の意見を聴くこととしており、1件に対応した。(評価シート19 業務の実績3 公正で的確な業務の運営参照) 実績：○ ・外部評価委員会、事業者団体等との意見交換の場を通じて、調査研究業務の必要性及び成果の検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを行っている。 実績：○ ・当研究所には、会計基準上の関係公益法人は存在しない。 また、委託調査等の業務委託については、平成21年7月以降、総合評価方式による一般競争入札を導入し、契約の透明性・競争性を確保している。また、研究員が要求するすべての調達について、所属部長のほか、研究企画調整部の事前承認を得ることとし、必要性等を検証するとともに、内部審査を行う機関として公共調達審査会、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し、契約の適正化を図った。 実績：○ ・各種会議のあり方の見直し並びに研究管理システムと各種会議における業務執行状況の把握・検証の徹底は、理事長のイニシアティブにより実施した。	・ 目標どおりの感 ・ 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立に向けて、理事長のリーダーシップのもと、理事長打合せ、役員会議、両地区合同部長等会議等により、業務運営を効果的かつ効率的に遂行する進行管理を行うとともに、重点業務に必要な資金、要員を投入できる柔軟な組織体制の実現と見直しに努めている。 ・ 厳しい経済環境のなか、若手研究員の採用がつついていることを評価したい。また、内部統制についての議論がすすみ、理事長のリーダーシップの確立について評価できる。 ・ 効率的な業務運営体制の確立、内部進行管理の充実の2つの計画について、複数のサブ項目を設定し、適切な業務運営が実施されていると判断する。 ・ 清瀬・登戸両地区が一体となって業務を効率よく推進していること。 (その他の意見) ・ 正規研究員の採用を増やすべきだ。労働行政の総本山なのだから。
--	---	---

労働安全衛生総合研究所 評価シート（19）

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
3 公正で適切な業務運営に向けた取組 （１）関係法令の順守等 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令等の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。	3 公正で適切な業務運営に向けた取組 （１）関係法令の順守等 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。	3 公正で的確な業務の運営 （１）関係法令の遵守等 ア 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。 イ 競争的資金に係る内部監査を実施する等の公的研究費の不正使用防止対策を的確に推進する。また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、透明性の確保と適正な管理を実施する。 ウ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 エ 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。また、研究所のホームページに設けた「国民の皆様の声募集」を通じて得られた国民からの意見、要望等を業務運営に反映させる。	3 公正で的確な業務の運営 （１）関係法令の遵守等 ア 情報の公開 ・ 個人情報管理規程に基づき、引き続き、個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。 ・ 「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後に伝達等を実施した。 ・ 平成23年度における情報公開開示請求は無かった。 ・ 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。 イ 競争的資金に係る内部監査等 ・ 科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題13件に対する実地の内部監査を実施した。 ・ 利益相反審査・管理委員会規程に基づき、民間企業等からの受託研究及び共同研究について内部審査を行った。 ・ 諸規則の遵守状況を含め、内部統制の確立を図る観点から、研究所業務の日常的な意思決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事（業務・会計）を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を5回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用しており、平成23年度は両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した。〔再掲〕 ウ 研究倫理審査 ・ 研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員4名及び内部委員8名からなる研究倫理審査委員会を2回開催し、30件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告又は不承認となった3件については、研究実施に先立ち、研究計画の修正や研究実施に必要な書類等の再提出を行わせた。同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 ・ 動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、5件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、いずれの計画も動物実験指針に沿ったものとして承認した。 エ 遵守状況等の把握 ・ 研究所の業務について、国民目線に立って改善していくことを目的として、平成21年度より研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、調査研究テーマや講演会・出版物等に対する意見や研究所の運営に対する指摘を聴くこととしており、1件に対応した。
（２）セキュリティの確保 個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	（２）セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。	（２）セキュリティの確保 情報セキュリティポリシー及び同管理規程に基づく情報セキュリティ対策基準の充実を図るとともに、情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、同対策を適切に推進する。	（２）セキュリティの確保 情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づく諸規程を整備するとともに、情報セキュリティ対策の一環として、また、同規程の周知徹底を図るため職員研修を実施した。

評価の視点等	【評価項目19 公正で適切な業務運営に向けた取組	自己評価	A		評 定	A	
〔数値目標〕		（理由及び特記事項） 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を整備するなど、情報管理対策の一層の強化を図るとともに、国民目線に立った業務改善を推進する観点から、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設けた。			（委員会としての評定理由） 情報の管理、研究倫理の審査等について、整備されている規程等及び研究倫理審査委員会をはじめとした各種委員会活動等を通じて適切に実施されているとともに、 Web <u>ホームページ</u> 上での「国民の皆様の声募集」などの試みも進められており、 <u>評価</u> できる。		
〔評価の視点〕 ・ 情報公開、個人情報保護、公的研究費の不正使用防止等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。 							

労働安全衛生総合研究所 評価シート (14)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
2 業務運営の効率化に伴う経費削減等 ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて5%程度の額を削減すること。 なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 イ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。 なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。 ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、省エネルギー化等のための環境整備を進める。併せて、業務処理へのIT技術の活用等を適宜行い、更なる経費の削減を図る。 イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。 ウ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すもの	（3）業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 省資源、省エネルギーの推進、省エネルギー化等のための環境整備、IT技術の活用等を適宜行い、経費の削減を図る。 イ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に基づく年度予算を作成し、業務運営を行う。 ウ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。 エ 計画的な職員の採用 中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。 オ 公共調達の適正化	（3） 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 ・ 調達に関して平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件約1億1,600万円であった随意契約は、平成22年度は5件約3,600万円、平成23年度においては6件約4,000万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約7億6,100万円から、平成22年度は81件約6億6,600万円、平成23年度においては76件約6億1,700万円となった。 ・ グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 ・ 光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、日照時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進し、光熱水料を対平成22年度比で100万円、率にして1.6%削減した。 イ 業務運営の徹底した効率化 ・ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。 ウ 役職員の給与の見直し ・ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）による国家公務員指定職及び一般職の給与改定に準拠し、平均0.23%減となる俸給表の改定を行うとともに、平成23年4月から施行までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整予定としている。 エ 計画的な職員の採用 ・ 新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、前年度に採用内定した1名を平成23年4月1日付けで採用するとともに、平成23年度の公募に応募した63名の中から5名を平成24年4月1日付け採用予定者として内定した。 ・ 平成20年度に任期付として採用した2名、平成21年度に任期付として採用した3名の研究員について審査を行い、1名を平成24年1月1日付け、3名を平成24年4月1日付けで任期を付さない研究員として採用内定した。〔再掲〕 オ 公共調達の適正化

基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。 エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。	とする。 なお、常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の中期計画予算については、毎年度1%以上の節減額を見込んだものとする。 ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。 ・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者 ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。） さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が101.6であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 エ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。 なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応することとする。 オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見	契約の締結に当たって、透明性、競争性等を確保するとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。 カ 保有資産 施設・設備の効率的な利用方法を適宜検討・改善する。また、不要資産であることが確認されたものについては、国への返納等必要な措置を講ずる。 また、特許権については、特許登録後の期間、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、特許料の支払いの見直しなど必要な措置を講ずるとともに、開放特許情報データベース等を活用して特許による増収に努める。	・平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、契約監視委員会及び公共調達審査会において契約の点検を行っている。 カ 保有資産 ・保有施設・設備については、その有効活用を図る観点から、民間企業等に対して有償貸与を実施している。平成23年度においては、前年に引き続き貸与対象の施設・設備を見直し、施工シミュレーション施設を貸与対象として追加した。これら施設等についてはホームページ等を通じて積極的に広報した。この結果、7件の施設・設備を有償貸与し、175万円の収入を得た。 ・実施されていない特許等の保有見直しについては、特許年金の支払い前の段階で、今後の実施許諾等に伴う収入の見通し、権利維持費用の見込み等費用対効果を十分勘案して権利存続の是非を検討することとし、平成23年度においては4件の見直しを実施した（特許権放棄3件、取得断念1件）。 ・保有特許の活用促進を図るため、登録特許について、開放特許情報データベース、研究所ホームページに名称、概要等を公表した。 （再掲）
---	--	---	---

		直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。 また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1の4（5）の取組等により、特許収入の拡大を図る。																	
評価の視点等	【評価項目14 業務運営の効率化に伴う経費削減】	自己評定	S		評 定	A													
[数値目標] ・中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成22年度運営交付金から一般管理費（退職手当を除く）について15%、事業費（退職手当を除く）について5%に相当する額を節減すること。 ・常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、毎年度1%以上節減する。		(理由及び特記事項) 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算の範囲内で予算を執行、節減目標を達成した。 常勤役職員の人件費の節減については、以下のとおり目標を達成した。（業務の実績ウ参照） <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td><td>節減率</td></tr><tr><td>予算額(千円)</td><td>981,101</td><td>969,796</td><td>1.2%</td></tr><tr><td>決算額(千円)</td><td>910,067</td><td>866,966</td><td>4.7%</td></tr></table>				H22	H23	節減率	予算額(千円)	981,101	969,796	1.2%	決算額(千円)	910,067	866,966	4.7%	(委員会としての評定理由) 人件費の節減目標に対して大幅に上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直し、省エネルギー対策の推進等により経費節減を進めてきており、 さら更 なる効率化に努め、実績を上げていると評価できる。 (各委員の評定理由) ・常勤役職員の人件費節減目標に対し、大幅に上回る数値を達成した。 ・随契は増えている。事情は理解できるが、さらに改善を。 ・人件費削減は評価できるが、機構的なものなのでA。 ・常勤役職員の人件費の削減を図り、また、随意契約の減少に努めるとともに、省エネルギー対策を推進した。 ・業務運営の効率化に伴う人件費や省エネルギー対策の推進などによる経費削減は、中期計画を上回る実績をあげた。 ・役員人件費の削減、光熱水料の削減など、前年度実績を上回る実績を示している。随意契約については、平成19年度に比べ、大きく減少しているものの、緊急のもの以外に、H21～23年度では、5件程度が維持されている状況にある。経費節減という視点からは計画は順当に成果を挙げていると判断できるが、S判定とは評価しがたい。 ・常勤役員の人件費の削減を高く評価する。		
	H22	H23	節減率																
予算額(千円)	981,101	969,796	1.2%																
決算額(千円)	910,067	866,966	4.7%																
[評価の視点] ・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。 （政独委・評価の視点事項5（1）） ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。 （政独委・評価の視点事項5（1）） ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。（政独委・評価の視点事項5（2）を含む。） ＜厳正に評価を行う事項2③＞		実績：○ ・「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置はすべて実施済である。 実績：○ ・研究員が要求するすべての調達について、各研究員の所属部長に加えて、研究企画調整部の事前承認を得ることとした。また、審査体制については、内部審査を行う機関として公共調達審査会、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置しており、それぞれ年3回開催し審査を受けた。 実績：○ ・外部委員のほか監事（業務・会計）を加えた5名の監視委員による契約監視委員会を平成23年度においても引き続き設置するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき契約方法の見直し・点検を行ったところである。具体的には、一者応札・応募の削減を目途として、公告期間の延伸、仕様内容の見直し、及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件、約1億1,600万円であった随意契約は、平成22年度は5件、約3,600万円、平成23年度においては6件、約4,000万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件、約7億6,100万円から、平成22年度は81件、約6億6,600万円、平成23年度においては76件、約6億1,700万円となった。																	

労働安全衛生総合研究所 評価シート（15）

第二期中期目標		第二期中期計画		平成２３年度計画	平成 23 年度の業務の実績		
第４ 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。		第３ 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行うとともに、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。		第３ 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 （１）競争的研究資金、受託研究の獲得 競争的資金について組織的な情報収集及び検討を行い、積極的に応募することにより、前年度を上回る競争的資金の獲得を目指す。 公益団体、業界団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、調査研究に係る役務の調達情報の把握に努め、対応可能なものについては、積極的に公募する。 （２）自己収入の確保 ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により、外部貸与対象施設・機器の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化等を一層進める。	第３ 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 （１）競争的研究資金、受託研究の獲得 ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金及び日本学術振興会科学研究費補助金 27 件(うち研究代表者 18 件)4, 034 万円の競争的研究資金を獲得した。 ・受託研究については、国から 1 件、地方自治体から 1 件、民間機関からの 7 件の合計 9 件 6, 306 万円を獲得した。 ・受託研究のうち 1 件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」（5, 434 万円）である。 ・外部研究資金の獲得のため、役員自ら公益団体、業界団体、企業等 19 団体等に訪問し、受託研究資金獲得の活動を行った。 （２）自己収入の確保 ・貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために、類似施設のグルーピングを行った。また、ホームページの内容を分かり易くするとともにチラシを作成するなど、周知を図った。施工シミュレーション施設等 7 件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は 175 万円となった。 ・また、東京大学等の研究機関や民間企業との間で 18 件の共同研究（プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題に限る。）により施設の共同利用を進めた。 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の合計額は総額 118 万円となった。 ＜添付資料17 外部研究資金の導入＞		
評価の視点等	【評価項目 1 5 運営費交付金以外の収入の拡大】	自己評価		A		評 定	B
〔数値目標〕 ・研究資金の 3 分の 1 以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。		（理由及び特記事項） 競争的資金等の獲得について組織的な取組を行った結果、その合計金額は 1 億 340 万円、研究資金獲得率は、21. 0%、計画期間中の目標達成に向け引き続き外部資金の獲得を目指す。			（委員会としての評定理由） 競争的研究資金、受託研究等の獲得など、自己収入の確保に向けて組織的に取り組んでいることは評価できる。ただし、外部資金獲得割合の数値目標は達成されておらず、今後とも、外部研究資金の獲得額の向上に向け、より一層積極的に取り組まれることを期待する。		
〔評価の視点〕 ・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 （政独委・評価の視点事項 2（１）と同様）		実績：○ ・競争的資金等の外部研究資金の獲得については、公益団体、業界団体、企業等19 団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行った。 （業務の実績（1）参照）			（各委員の評定理由） ・外部資金獲得割合が 21%であり、目標に達していないものの、自己収入の確保に努めており成果も高い水準にある。 ・受託研究費が大幅に減っている。 ・受託研究が減っている。 ・目標を下回っている。 ・研究費総額に占める外部研究資金の割合は 2 1 %で、数値目標の 1 ／ 3 以上には達してい		

労働安全衛生総合研究所 評価シート（16）

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第3業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 （1）予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。 第4 短期借入金の限度額 （1）限度額 290百万円 （2）想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	2 予算、収支計画及び資金計画 （1）予算については、別紙3 のとおり。 （2）収支計画については、別紙4 のとおり。 （3）資金計画については、別紙5 のとおり。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 （1）運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 （2）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払い等、偶発的な出費に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	2 予算、収支計画及び資金計画 ・平成23年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・経費削減の達成度については、決算額は予算額に対して2億5,235万円の節減となり、執行率は87.5%となった。項目別では、人件費（退職手当を除く。）は90.5%、一般管理費は73.4%、業務経費は87.4%の執行率となった。

評価の視点等	【評価項目 1 6 予算、収支計画及び資金計画】	自己評定	A		評 定	A													
[数値目標] ・ 中期目標期間中において、新規業務追加部分を除き、平成22年度運営費交付金から一般管理費（人件費を除く）について、15%、事業費（人件費を除く）について5%に相当する額を節減すること。 ・ 常勤役職員の人件費（退職金手当及び福利厚生費及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）について、毎年度 1 %以上削減する。		(理由及び特記事項) 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算の範囲内で予算を執行、節減目標を達成した。 常勤役職員の人件費の節減については、以下のとおり目標を達成した。 <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td><td>節減率</td></tr><tr><td>予算額（千円）</td><td>981, 101</td><td>969, 796</td><td>1. 2%</td></tr><tr><td>決算額（千円）</td><td>910, 067</td><td>866, 966</td><td>4. 7%</td></tr></table>				H22	H23	節減率	予算額（千円）	981, 101	969, 796	1. 2%	決算額（千円）	910, 067	866, 966	4. 7%	(委員会としての評定理由) 一般競争入札を徹底する等により経費の節減が図られており、その結果、平成 2 3 年度決算では、予算額に対する決算額が人件費で 90.5%、一般管理費で 73.4%、業務経費で 87.4%にまで抑制されており評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 当初予算に対する執行率を抑える等の成果は評価される。 ・ 数値を見ると、研究活動の活力がやや低下しているのではないかな。 ・ ほぼ目標どおり ・ 一般競争入札の徹底、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減等に努めた。 ・ 平成 2 3 年度運営費交付金を充当して行う事業のうち、人件費（退職手当を除く）、一般管理費および業務経費は、それぞれ予算額の 9 0 . 5 %、 7 3 . 4 %および 8 7 . 4 %であった。 ・ 経費の節減額は中期計画を上回った成果をあげ、当初予算額に対する執行率は、人件費、一般管理費、業務経費ともに顕著であった。 ・ 厳しい財務状況の中で、積極的な経費節減に取り組み、十分な成果を挙げていると判断する。 ・ 経費削減への取り組みを評価する。		
	H22	H23	節減率																
予算額（千円）	981, 101	969, 796	1. 2%																
決算額（千円）	910, 067	866, 966	4. 7%																
[評価の視点] ・ 経費削減の達成度はどのくらいかな。 																			

書式変更：文字間隔広く /文字間隔狭く（なし）、文字の均等割り付け： 8.69 字

書式変更：インデント：左： 0.48 字、ぶら下げインデント： 0.43 字

書式変更：文字間隔広く 0.6 pt、文字の均等割り付け： 8.69 字

労働安全衛生総合研究所 評価シート（17）

第二期中期目標	第二期中期計画	平成２３年度計画	平成 ２ ３ 年 度 の 業 務 の 実 績
第５ その他業務運営に関する重要事項 通則法第２９条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 １ 人事に関する事項 ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。 また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。 イ 研究者の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究者の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。	第８ その他業務運営に関する重要事項 １ 人事に関する事項 （１）方針 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。 （２）常勤職員の数 期末の常勤職員数は、期初の100％を上限とする。 （参考１）常勤職員数 期初の常勤職員数 104名 期末の常勤職員数 104名（上限） （参考２）中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込み：4,191百万円 なお、総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百万円である。 ただし、上記の額は、役員報	第６ その他業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 ア 中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。採用に当たっては、公募による3年間の任期付採用を原則とする。3年間の任期が満了する任期付研究員のうち研究所で引き続きの勤務を希望するものを対象として、任期を付さない研究員として採用審査を行う。 イ 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。また、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努める。 （２） 人員の指標 当年度初の常勤職員数 104名 当年度末の常勤職員数の見込み 104名 （３）人件費総額の見込み 当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、970 百万円である（受託業務等の獲得状況により増減があり得る。）。ただし、上記の額は、役員報酬	第６ その他業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 ア 任期付研究員 - 前年度に採用内定した1名を平成23年4月1日付けで採用するとともに、平成23年度の公募に応募した63名の中から5名を平成24年4月1日付け採用予定者として内定した。 - 平成20年度に任期付として採用した2名、平成21年度に任期付として採用した3名の研究員について審査を行い、任期を付さない研究員として、1名を平成24年1月1日付け採用、3名を平成24年4月1日付け採用内定した。〔再掲〕 イ 若手研究員等の資質向上と環境整備 - 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援した。 - フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 - 専門型裁量労働制に関する協定を定め、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図ることにより、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 （２）人員の指標 - 年度当初の常勤職員数は98名であり、年度末の常勤職員数は96名となった。 （３）人件費総額見込み - 平成23年度における人件費の総額は8億6,696万円で、平成23年度計画における当年度中の人件費総額見込み(9億6,980万円)と比べて1億284万円の節減となった。

		酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。 また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。		並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。 また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。																							
評価の視点等	【評価項目 1 7 人事に関する計画】	自己評定	A			評 定	A																				
[数値目標] ・ 当年度末の常勤職員数の見込み 104人		(理由及び特記事項) 当年度末の常勤職員数の実績 96 人				(委員会としての評定理由) 資質の高い人材を幅広く登用するため、多くの応募者から資質の高い人材の採用に努めていると評価できる。また、研究員の人事評価については、適正な業績評価基準に基づき、研究業績、対外貢献、所内貢献の3つの観点から所属部長、研究領域長、役員等による多面評価システムが整備されており、公平かつ適正に業務評価を実施しており、その結果を表彰、人事管理にも反映している。その一方で、人件費に関しては総額見込みに比べて大幅に下回る実績を達成しており、評価できる。																					
[評価の視点] ・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。 ・ 若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等が能力を十分に発揮できる研究環境を整備しているか ・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。		実績：○ 資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付研究員の採用を実施した。（業務実績(1)ア参照） <table><tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>任期付研究員応募者数</td><td>17</td><td>63</td></tr><tr><td>採用者数（内定）</td><td>1</td><td>5</td></tr><tr><td>募集分野数</td><td>2</td><td>9</td></tr></table> 実績：○ ・ 専門型裁量労働制に関する協定を定め、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図ることにより、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 実績：○ 人件費の実績額は、予算額を1億284万円下回った。（業務実績(3)参照） <table><tr><td></td><td>予算額</td><td>実績額</td><td>差異</td></tr><tr><td>人件費総額（百万円）</td><td>970</td><td>867</td><td>103</td></tr></table>					H22	H23	任期付研究員応募者数	17	63	採用者数（内定）	1	5	募集分野数	2	9		予算額	実績額	差異	人件費総額（百万円）	970	867	103	(各委員の評定理由) ・ 常勤職員数枠に対し、8名の不足であるが、新規採用も計画的に行われており妥当である。 ・ ラスパイレス指数からも、努力の様子が伺える。 ・ 任期付き研究員の応募は 10 倍以上だが、これをもって人気があるとか雇用問題はないと考えるべきではない。 ・ 応募者が多い中えらんでいることは質の高い人材確保の視点で評価できる。 ・ しかし、長期的な育成も検討していただきたい。 ・ 研究員の人事評価は、業績評価基準に基づき、研究業績、対外貢献、所内貢献の3つの観点から評価し、昇格、昇給等の人事や優秀研究者表彰および若手研究者表彰に反映している。また、評価の公平、適正を図るため、研究員の所属部長、領域長、役員等が多面的に評価を行うシステムとしている。 ・ 人事に関する計画については、研究員の採用、人事の指標、人件費総額、給与水準等において、中期目標を上回る実績をあげた。 ・ 適切に年度計画が実施されていると判断する。新規研究員の募集の結果表については、募集分野数と採用者数とのかい離がみられることから、その表示を工夫することも必要であろう。	
	H22	H23																									
任期付研究員応募者数	17	63																									
採用者数（内定）	1	5																									
募集分野数	2	9																									
	予算額	実績額	差異																								
人件費総額（百万円）	970	867	103																								

労働安全衛生総合研究所 評価シート（18）

第二期中期目標		第二期中期計画		平成 2 3 年度計画		平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績		
2 施設及び設備に関する事項 業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。 なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。		2 施設及び設備に関する事項 調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。 なお、上記第1の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。		2 施設・設備に関する計画 清瀬地区の建物外壁補修・防水等工事、吸収式冷温水機更新等を実施する。 化学物質の有害性調査を実施する場合に備えて、業務運営の効率化等の観点から、研究施設及び設備の集約化について検討を行う。 (参考) (省略)		2 施設・設備に関する計画 ・ 平成23年度計画どおり、清瀬地区の建物外壁補修・防水等工事、吸収式冷温水機の更新、車両系機械災害防止研究施設改修及び液体攪拌帯電実験室改修を実施した。		
評価の視点等	【評価事項 1 8 施設・設備に関する計画】	自己評価	B			評 定	B	
〔数値目標〕		(理由及び特記事項) 平成23年度計画どおり、清瀬地区の建物外壁補修・防水等工事、吸収式冷温水機の更新、車両系機械災害防止研究施設改修及び液体攪拌帯電実験室改修を実施した。				(委員会としての評定理由) 施設整備は年度計画に沿って適切に実施されている。		
〔評価の視点〕 ・ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。		実績：○ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めた。				(各委員の評定理由) ・ 計画に対し適切に実施されていると判断される。 ・ 施設整備は計画通りに実施している。 ・ 施設・設備に関する計画については、中期計画通り粛々と進捗していることを認める。 ・ 年度計画に従い、実施されていると判断する。		